

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年4月10日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
地中漏水修繕の委託
- 2 履行場所
港北区高田東 2-33-1 横浜市立高田東小学校
- 3 契約日
令和8年1月6日
- 4 履行日
令和8年1月6日
- 5 契約金額
162,800 円
- 6 契約の相手方
横浜市西区久保町4番12号
三ツ矢設備工業株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
北門付近の地中に埋まっている給排水管から漏水し、地面が水浸しの状態になっていることが1月5日に発覚した。放置すれば地面陥没の危険があり、至急対応するため緊急契約を行った。
- 8 契約の相手方の選定理由
横浜市有資格者名簿に登載されている業者のうち、管の資格を有し、迅速に対応ができることから選定しました。
- 9 所管課
横浜市立高田東小学校